

本人確認書類として介護保険の被保険者証を用いる際の留意事項等について（1）

介護保険の被保険者証については、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）における本人確認書類の1つとして用いることが可能となっておりますが、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号。）により、**保険者番号及び被保険者番号（※）（以下「被保険者番号等」という。）について、介護保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止する「告知要求制限」の規定が設けられました。**

告知要求制限の規定は**令和8年4月1日**から施行され、同日以降、原則として、**本人確認等を目的として被保険者番号等の告知を求めることが禁止**されます。

今後も、本人確認等のために被保険者証の提示を求めることは可能ですが、告知要求制限に抵触しないよう、次ページに記載する点について留意する必要があります。

（※）告知要求制限の対象となる被保険者番号等

- ・介護保険法（平成9年法律第123号）第201条の2第1項に規定する「被保険者番号等」（保険者番号及び被保険者番号）

本人確認書類として介護保険の被保険者証を用いる際の留意事項等について（２）

- ・ 被保険者証の提示を受ける場合には、当該被保険者証の被保険者番号等を書き写すことのないようにすること。また、当該被保険者証の写しをとる際には、当該写しの被保険者番号等を復元できない程度にマスキングを施すこと。
- ・ 被保険者証の写しの送付を受けることにより本人確認等を行う場合には、あらかじめ申請者や顧客等に対し被保険者番号等にマスキングを施すよう求め、マスキングを施された写しの送付を受けること。また、被保険者番号等にマスキングが施されていない写しを受けた場合には、当該写しの提供を受けた者においてマスキングを施すこと。
- ・ 被保険者番号等の告知を求めているかのような説明を行わないこと。例えば、ホームページ等において、「被保険者証の番号が記載された面の写しを送付してください」といった記載を行わないよう留意すること。

○本件問合せ先
【総務省総合通信基盤局電気通信事業部利用環境課】
03-5253-5847